

救命救急センターの指定方針の改定について

1 経緯

- 現在、県内では、全ての二次保健医療圏に 1 か所以上の救命救急センターが指定されている。
- 一方、全国では多数の救命救急センターが指定されており、本県における今後の救命救急センターの新たな指定については、議論が必要との意見を踏まえ、平成 30 年度から新たな指定方針について検討してきた。

2 検討状況

- 平成30年10月 救命救急センター新整備指針WG
11月 プレホスピタルケア・二次・三次救急部会
- 令和元年12月 救命救急センター新整備指針WG
〃 プレホスピタルケア・二次・三次救急部会
- 令和2年2月 救急医療問題調査会

3 新たな指定方針について

(1) 考え方

- 医療圏ごとに医療ニーズ・提供体制が異なることに加え、救命救急センターの運営は、地域の医療機関、医療団体、消防機関等との連携や理解が必要不可欠であることから、地域の関係者間で協議する枠組みを明確化する必要がある。
- そこで、地域の医療関係者等で構成される「地域医療構想調整会議」での意見を踏まえ、県救急医療問題調査会で新規の指定について検討することとした。

(2) 新旧対照表

新	旧
神奈川県における救命救急センターの <u>指定</u> 方針	神奈川県における救命救急センターの整備方針
1 救命救急センターの新設に当たっては、国の指針等を踏まえ、 <u>アクセス等にも配慮した</u> 全県的な地域バランス <u>や地域の医療ニーズ等</u> を考慮し、その適正な配置に努める。	1 救命救急センターの新設に当たっては、国の指針等を踏まえ、全県的な地域バランスを考慮し、その適正な配置に努める。

新	旧
<p>2 救命救急センターは原則として二次保健医療圏に1か所とする。</p> <p>ただし、<u>新たな救命救急センターの指定について地域医療構想調整会議で協議し、その必要性が認められた場合には</u>、複数配置を考慮することとする。</p>	<p>2 救命救急センターは原則として二次保健医療圏に1か所とする。</p> <p>ただし、地域の実情により、複数配置を考慮することとする。</p>

神奈川県における救命救急センターの指定方針

○ 令和元年度第2回神奈川県医療審議会において承認

- 1 救命救急センターの新設に当たっては、国の指針等を踏まえ、アクセス等にも配慮した全県的な地域バランスや地域の医療ニーズ等を考慮し、その適正な配置に努める。
- 2 救命救急センターは、原則として二次保健医療圏に1か所とする。
ただし、新たな救命救急センターの指定について地域医療構想調整会議で協議し、その必要性が認められた場合には、複数配置を考慮することとする。
- 3 既存の救命救急センターにおいても、国の指針等を踏まえ、引き続き、質の高い救急医療の提供を図るものとする。
- 4 この指定方針は、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて見直すこととする。